

## 意見反映後の計画（抜粋）

## 計画案 68 ページ

&lt;反映 1 &gt;

## | 基本目標 3 養育費の確保及び適切な面会交流の推進（3 事業）

離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利であるにもかかわらず、その確保が進んでいないのが実態です。

また、アンケート調査の結果からは、養育費及び面会交流の取決状況は改善されているものの依然として低い割合であること、離婚時に養育費や面会交流について誰にも相談していない方が多くいることなどが課題として明らかになっています。

これらのことから、ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、適切な面会交流が行われるよう、養育費及び面会交流に関する社会的機運の醸成や取決めを促進するための支援を推進するため、次の各事業に取り組みます。

なお、面会交流には、DV 等の危険が伴う場合もあるため、その支援は慎重である必要があります。面会交流は養育費と関連付けて議論されることが多くありますが、養育費を受け取るためには面会交流を行わなければならないとの受け止めにならないよう、配慮が必要と考えます。

&lt;反映 2 &gt;

## | 基本施策 1 養育費及び面会交流に関する相談体制の強化（2 事業）

&lt;反映 1 &gt;

## 母子・婦人相談員による養育費及び面会交流の相談

&lt;反映 1 &gt;

ひとり親家庭の生活を支え、子どもの健やかな成長を図るためには養育費の確保が重要であることから、各区の母子・婦人相談員は、養育費や面会交流の相談や専門機関への橋渡し等を行っています。養育費相談支援センター等の研修に参加することで、知識・理解を深め、相談体制の充実を図るとともに、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めます。

| ★ |

| 母子 | 父子 |

## ひとり親家庭支援センターによる養育費及び面会交流の相談

&lt;反映 1 &gt;

ひとり親家庭支援センターでは、生活一般に関する相談のほか、弁護士による特別相談により、養育費や面会交流に関する相談を実施しています。弁護士等による研修を実施することで、制度への知識・理解を深め、相談体制の充実を図るとともに、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めます。

| ★ |

| 母子 | 父子 |

&lt;反映 1 &gt;

## | 基本施策 2 養育費及び面会交流に関する広報・啓発活動の推進（1 事業）

## 養育費・面会交流に関する広報・啓発の推進

養育費・面会交流に関する専門機関や母子・父子福祉団体、関係部局等と連携しながら、ホームページやパンフレット等の媒体を用いて、養育費や面会交流に関する広報・啓発活動を推進します。また、離婚届を受取りに来た方にパンフレットを交付することで、養育費や面会交流に対する意識向上の啓発に努めます。

| ★ |

| 母子 | 父子 |

基本施策 2 生活支援の推進 (8 事業)

<p>母子・婦人相談員</p> <p style="text-align: right;">  ★  </p>	<p>ひとり親家庭等の相談に応じるため、各区に母子・婦人相談員を配置しています。母子・婦人相談員が、ひとり親家庭等の抱える様々な課題に対して、きめ細やかに相談に応じられるよう、業務内容や市民応対等に関する研修の充実を図ります。また、相談の利用促進を図るため、相談窓口についてホームページやパンフレット等により幅広く周知を行います。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子   寡婦  </p>
<p>困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し必要な支援に結びつける体制の強化</p> <p style="text-align: right;">  拡充  </p>	<p>困難を抱えていても必要な支援に結びついていない子どもやその世帯を、地域や関係機関との連携により早期に把握し、対象となる世帯に寄り添いながら必要な支援に結びつける体制を、より強化するための仕組みを構築します。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
<p>ひとり親家庭支援センター</p> <p style="text-align: right;">  ★  </p> <p style="color: red; font-weight: bold;">&lt;反映 3&gt;</p>	<p>ひとり親家庭支援センターでは、ひとり親家庭等の生活一般に関する相談や弁護士による法律相談、臨床心理士による診療相談を行っており、ひとり親家庭等が比較的時間に余裕のある夜間、休日の相談業務も行っています。また、平成 26 年度からは、父子家庭専門相談窓口を開設し、面接相談のほか、電話による相談も行っています。ひとり親家庭の様々な課題に応えるため、ひとり親家庭支援センターの相談業務を推進するとともに、相談の利用促進を図るため、相談窓口についてホームページやパンフレット等により幅広く周知を行います。また、新たな取組として、ホームページの改修などを検討します。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子   寡婦  </p>
<p>ひとり親家庭等日常生活支援事業</p> <p style="text-align: right;">  ★  </p> <p style="color: red; font-weight: bold;">&lt;反映 4&gt;</p>	<p>ひとり親家庭等が、就職・修学等の自立に必要な事由や疾病、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合や、母子家庭、父子家庭になって間がなく、日常生活を営むのに支障が生じている場合などに、ひとり親家庭等の生活の安定を目的として、家庭生活支援員を派遣し、食事の世話等の日常生活の支援を行う日常生活支援事業を推進します。また、制度の認知度向上を図るため、ホームページやリーフレット等による制度の周知に努めます。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子   寡婦  </p>
<p>母子生活支援施設</p> <p style="text-align: right;">  ★  </p>	<p>生活や住宅、就職などの困難な問題により児童の福祉に欠ける場合に母子を保護し、母子家庭の自立促進のためにその生活を支援することを目的とする母子生活支援施設（市内 6 施設）において、入所者の抱える様々な課題に応じた、きめ細やかな支援や相談、指導を行うことで自立の促進を図ります。</p> <p style="text-align: right;">  母子  </p>

ワーク・ライフ・バランス plus  
企業認証制度

男女が共に働きやすい社会の実現を目的として、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を、札幌市独自の基準により認証し、支援（助成金の支給、契約上の優遇等）を行います。

| 母子 | 父子 | 寡婦 |

### | 基本施策3 子どもの育ちと学びへの支援の推進（9事業）

地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組

子ども食堂など、地域における子どもの居場所の運営状況や地域ニーズの調査に基づき作成したガイドブックを活用して、利用や開設に向けた活動紹介や情報提供を進めるとともに、広く利用や参加、支援の機運醸成を図ります。また、地域における子どもの居場所づくりへの効果的な支援策を検討します。

| 新規 |

| 母子 | 父子 |

放課後の居場所づくりの推進

児童会館やミニ児童会館では、児童・父母がともに参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などの事業等を実施するほか、児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図っています。今後は既存の児童会館及びミニ児童会館を、小学校等と併設した児童会館として再整備を進めていくほか、放課後子ども教室や民間児童育成会への支援を通じて、子どもの放課後の居場所づくりの充実を図ります。

| 拡充 |

| 母子 | 父子 |

ひとり親家庭学習支援ボランティア事業

ひとり親家庭の児童（小学校3年生～中学校3年生）に対して、大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消すること、また、身近なモデルとなる大学生と接することで子ども自身が将来を見据えて進路を考えるきっかけとなることを目的として学習支援ボランティア事業（市内10区の会場で実施）を推進します。また、制度の認知度向上を図るため、ホームページやリーフレット等による制度の周知に努めます。

< 反映5 >

| ★ |

| 母子 | 父子 |

ひとり親家庭高等学校卒業程度  
認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親と子の学び直しを支援し、よりよい条件で就職や転職ができるよう、高卒認定試験合格のための講座（通信講座を含む。）を受け、これを修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支給するひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を推進します（平成28年度より実施）。

| ★ | 新規 |

| 母子 | 父子 |

<p>児童手当</p> <p style="text-align: right;">  追加  </p>	<p>次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、ひとり親家庭を含む全ての児童（満 15 歳に到達した日以降、最初の年度末まで）に児童手当を支給します。また、幅広く制度に関する周知を行い、適切な支給を実施します。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
<p>児童扶養手当</p> <p style="text-align: right;">  ★   拡充  </p>	<p>ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、父母が婚姻を解消した児童を養育する父又は母等を対象として、原則として、児童が満 18 歳に到達した日以降、最初の年度末まで児童扶養手当を支給します。また、全部支給に係る所得制限限度額の引上げや支給回数の見直し（年 3 回から年 6 回）について検討します。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
<p>就学援助</p> <p style="text-align: right;">  追加   拡充  </p>	<p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">                 小・中学生がおり、児童扶養手当を受給している世帯等や収入が一定額以下となるような世帯に対し、学用品費、修学旅行費、給食費等学校教育にかかる費用の一部を助成します。また、支給費目の追加など制度の充実に取り組みます。             </p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
<p>札幌市奨学金</p> <p style="text-align: right;">  追加  </p>	<p>能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な大学生、高校生等に返還義務のない奨学金を支給します。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>
<p>札幌市特別奨学金</p> <p style="text-align: right;">  追加  </p>	<p>技能の習得を目的として、普通科以外の職業学科を有する高等学校等に学ぶ、経済的に困窮している世帯の高校生等に返還義務のない特別奨学金を支給します。</p> <p style="text-align: right;">  母子   父子  </p>

基本施策3 女性のための就業支援の推進 (5 事業)

女性の新就職への支援	就職を希望する子育て中の女性を対象とした各区でのセミナーや市内企業での職場体験により、個々のニーズに合った就職に向けた支援を実施します。また、就業サポートセンターにおいて、女性の再就職に向けた知識習得のためのセミナーや、個々の状況に応じた相談を実施します。	母子   寡婦
女性の活躍サポートの推進	女性の起業や就業支援のため、講演会、起業講座、相談会等の実施及び情報収集・交換等の場の提供を行い、女性の活躍をサポートする取組を充実させます。	母子   寡婦
女性起業家の育成事業	女性の起業のための託児付き起業セミナーを開催するほか、女性中小企業診断士による経営相談窓口を開設するなど、女性起業家を育成する事業を実施します。	母子   寡婦
女性社員が活躍しつづけるための支援事業	産休前研修や職場復帰前研修を行い、働き続けたい女性が出産や育児を機に仕事を辞めてしまうことがないよう、キャリアプランを立てるための支援事業を実施します。	母子   寡婦
働くことへの不安解消への支援	働くことに対して漠然とした悩みを持つ女性に対して就労や保育などの様々な面における不安解消をサポートし、個々の希望に合った働き方を実現できるよう、一人ひとりの状況に応じた相談支援を実施します。	母子   寡婦
新規		

<反映7>